

会 議 録

◇事務局ー子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称		第3期 第3回豊島区子どもの権利委員会
事務局（担当課）		子ども家庭部子ども若者課
開催日時		令和4年12月27日（火）午後2時00分～午後4時00分
開催場所		豊島区役所本庁舎8階レクチャールーム
議 題		<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>（1）第3期豊島区子どもの権利委員会の審議内容及び運営について</p> <p>（2）「子どもの権利」について</p> <p>（3）子どもの権利保障に関する施策の検証</p> <p>（4）豊島区児童相談所の設置に伴う子どもの権利擁護の仕組みについて</p> <p>3 閉 会</p>
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0名
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
出席者	委 員	南野委員、内田委員、山下委員、佐賀委員、加藤委員、高田委員、山本委員、間嶋委員、豊田委員、臼井委員
	関係理事者	子ども家庭部長、教育部長、子ども若者課長、子育て支援課長、児童相談所設置準備担当係長、子ども家庭支援センター所長、保育課長、庶務課長、指導課長、放課後対策課長、教育センター所長
	事 務 局	子ども若者課管理・計画係長、子ども若者課職員

審 議 経 過

【開 会】

・事務局より資料確認

【協議事項】

会 長

まず、本日の委員会の進め方や、今後の全体的なことを共有したいと思います。先に、長期的なこととして、資料1をご覧ください。前回の第2回目はオンライン会議で、今後どのようなことを検証していくかということをお話しました。資料2の子どもの権利保障に関する施策の調査には、子どもの権利保障という観点からの事業実施状況が反映されていますので、今年度は12月と3月でこの検証を行いながら、来年の答申と「豊島区子ども・若者総合計画」改定に向けた意見出しを行うこととなります。令和5年度は、区民意識調査を行うということで、どのようなアンケート項目を入れるかといった話し合いを5～7回目の委員会ですることとなります。その調査票の原案を作り、それをたたき台にしてディスカッションをして、実際に調査を実施して、結果を共有しながら次の改定に反映させていこうということです。このようなことを踏まえて本日は、施策の検証を行っていくこととなります。検証をするにあたって、子どもの権利又いじめや虐待は、人によって定義や子どもの権利に関する認識が異なることもございますので、内田副会長から子どもの権利についてのレクチャーをいただくことにいたしました。そのあとに、資料2の12ページまでの(1)と(2)の検証をします。次回は、(3)と(4)の検証をします。

それでは、まず資料1について事務局よりご説明願います。

事務局

【資料1 説明】

会 長

ありがとうございます。ご質問やご意見はありますか。それでは、次の議事に進めたいと思います。

「子どもの権利」について副会長ご説明をお願いいたします。

副会長

【「子どもの権利」について 説明】

会 長

ありがとうございました。ご質問やご意見はありますか。

委 員

貴重なお話をありがとうございました。子どもの権利に関して、子どもに関わる学校の先生方や施設の職員の方々も、本当にお忙しくこのような最新の情報をじっくり見て学ぶ機会がなかなかないので、子どもと直接関わる大人がこのような内容にすぐ繋がれるツールやアクセスできる場所があれば教えてください。

副会長

いま、様々な自治体や、各学校レベルでも総合学習などで多様に行われています。情報の集約ということでは日本ユニセフ協会のホームページが一例だと思いますが、全てを集約しているわけではないようです。先進自治体と言われる名古屋市が子どもの

施策の評価検証で、子どもの参加をどのように進めて行くのかを自治体レベルでまとめているところがあります。そういったところは比較的情報も公開されており、子どもの意見をこのように聞いていくのだなということがわかります。ほかには、豊島区もそうですが、子ども会議をやっている自治体のホームページにはかなり情報が集まっています、現時点ではそれらを見に行ってもらうことしか手段がありません。その一方で、時間がない中で必要な情報だけを抑えることができるツールの必要性を感じますので、権利条約の研究所のような団体が作らなくてはならないと思っていますところです。

委員 3 ページ目ですが、子どもの権利にかかわる法律の概念図においては、こども基本法はどのような位置づけになるのでしょうか。

副会長 これは、子どもの権利条約を国レベルで実施していくうえでの国の方向性を示す基本法です。いろいろな基本法があるかと思うのですが、その子ども版ということになります。このこども基本法の理念に合致していない法律は、その法律のほうを改正してかなければなりません。そういった意味では、下位にある様々な法律よりも上位に位置づけられています。

委員 例えば、民法や刑法を決めるときに、このこども基本法に則して制定しなければならない、そのような意味になりますか。

副会長 特に、子どもに関わるところで、例えば、子どもの権利条約で一番重要な理念が子どもの意見表明・参加の権利ですので、様々な子どもの最善の利益を考慮するときに子どもの意見が考慮されていない条文があるのなら、それは子どもの意見を考慮するというふうに変更をしていかなければならないということになります。

会長 では、議事3に進みたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 【資料2 説明】

会長 ありがとうございます。ここからは、資料に記載されている事業が子どもの権利保障の観点から実施できているかということを検証していくこととなります。事務局からご説明をいただいたように、(1)子どもの権利に関する理解促進について5ページ分、(2)子どもの意見表明・参加の促進で同じく5ページ分ありますので、今回の資料で確認するのは、それぞれのページの下の黄色の部分「子どもの権利保障に関する項目についての取組」を中心に、各事業に対して子どもたちが主体的に意見を言う場を得ているか、それは子どもたちの年齢や属性、背景に適している方法なのか、という観点から意見を出していただくこととなります。前回の委員会で、いくつかの事業について、事業の実施にあたり子どもの意見が反映されているのか、コロナ禍での実施状況はどうだったのか、実施や参加ができない中ではどのように工夫をしたのかというご意見が比較的多かったので、それぞれの担当部署に問い合わせ、その返答が資料に反映されています。本日は、これらについて、聴き取りはどのような方法だったか、他にもこういう方法を取り入れるべきではないかといった意見を出すことや、良いと思う点を挙げることのご発言をお願いした

いと思います。

それでは、①子どもの権利の普及啓発・情報発信について、2ページ（事業番号1重点事業：「子どもの権利」の理解の普及・啓発）、3ページ（事業番号2「子ども月間」事業）についてご意見をお願いします。

委員

3ページに、「青少年育成委員会では町会役員や町会員はもちろん、小学校PTA役員や中学校PTA役員など、子どもの目線に近いメンバーで構成されており、日頃から子どもと触れ合う中で、子どもの意見や思いを聴取している。」と記載されていますが、私は町会の会合にも出席しましたが、あまりこのような話は聞いたことがありません。どういう形でこれを聞いているのか、また、町会からはどのように意見が出てきているのか教えてください。

子ども若者課長

青少年育成員会を所管しております、子ども若者課です。青少年育成委員会については、12地区の各地区にある任意の団体で、構成員は地区ごとに異なります。そこで実施することについても各会それぞれで決めていただいております、例えばお祭りやキャンプ、コロナ禍では難しいですがスキー教室といった、各地区で子どもの意見を取り入れた独自の活動をしていただいております。実施する際には、運営にあたる各町会の役員さんから意見をいただいております。

委員

具体的にはどのような意見があがってきていますでしょうか。

委員

第11地区の育成委員会の会長をしております。各地区で異なるとは思いますが、規約がありまして、私が存じている限りでは、推薦をするときに、町会の中からは、町会の中の青年部や女性部、保護司や民生委員、様々な団体から2名ずつくらい推薦してもらいます。第11地区の育成委員会は40数名で活動していますが、何かをやるときは必ずみんなで集まり、そこで委員から意見を出してもらいます。子どもたちと遊ぶことについては「子どもたちがこんなことを言っていたからやってみよう。」と話し合います。町会の会合でお話が出なかったとのことですが、行事があれば町会長宛に必ずご招待のお知らせを出しますし、町会の掲示板でも掲示をします。他の地区でもそれぞれの方法で取り組んでいるかと思えます。

委員

先ほどの内田副会長の「はしごの話」をイメージしながら、子どもの権利の普及啓発と情報発信を子どもたちとどういうふうと一緒にできるかな、ということを考えていました。東京弁護士会の子どもの委員会では毎年子どもたちと一緒にやっている劇も、子どもたちと一緒に発信することで子どもたち自身も学んでいくことを考えると、2ページで「今後インターネットで閲覧できるコンテンツを充実させましょう。」とあり、たしか以前に、そういう動画を作ってみてはどうかという話もあったかと思えます。例えば、豊島区の子が情報発信の動画のアイデアを持っていて、地域の中でそういうお仕事をされている方や大学生で動画の編集技術を持っている方が一緒に作る。「小・中学校の生徒と地域の方が繋がって情報発信をしました。」ということが、さらに繋がっていく形で子どもたちも主体となり、しかも地域の大人のアイデアや技術と繋がることで、逆に地域の大人も子どもの権利についてそこで知るといふ相乗効果もあると思えます。この2ページから3ページ

目は、区から「リーフレットを配った、広報紙に載せた。」という一方通行になってしまっていますが、子どもたちと地域の方と区とが一体となって小さなことから情報発信にトライすることで、他の人も「自分もやってみたい。」と広がっていく形になるとより素敵だなと思いました。

会 長 ありがとうございます。普及啓発や情報発信のプロセスに子どもと一緒に関わるといえることをできるところから取り組んでいこうということですね。

委 員 学校を退職していろいろな子どもと関わりますが、子どもと一番関わることのできる場所は学校です。そういった意味では、2ページにある学校の授業での活用というところで、授業の中で子どもたちに普及啓発をして「自分のことを表現していいんだよ。」「自分の意見をもっと言っていんだよ。」ということ、一番身近な学校の先生が知らせていくということだと思えますが、そのほか、区の相談窓口にもどのくらい子どもたちが実際にアクセスしているのか教えてください。

子ども若者課長 豊島区の子どもの相談については、新たな取組として、学校で貸与しているタブレットから直接子ども若者総合相談アシスへ繋がれるツールを作成しました。そこには年間100件以上の相談が寄せられています。その中には「お父さんお母さんの言葉掛けが怖い。」「お友達とうまくいかない。」という相談もありますので、子どもと繋がれる貴重なツールになっていると思います。

委 員 普及啓発と言っても、授業やパンフレットで教えるのは片手落ちだと思います。具体的な活動をしながら、子どもだけでなく大人も子どもの権利について理解していかなければならないと思います。例えば、3ページに書いてあるような、町会役員やPTA役員というのは、日頃から触れ合う中で子どもの意見や思いを聴取できるでしょうか。七夕祭りなどの活動をするときに、子どもの意見を取り入れるという視点があるのでしょうか。ですから「子どもの意見も聞いてみようよ。」という形ではたらしかけて、具体的に目の前で子どもがこういうことをやりたいと言ってくれるほうが、何を取り入れていくことが大事なかがわかると思います。「子どもがこう言っていたよ。」ではなく、その場で一緒にやるのが大事だと思います。学校でも同様に、授業でやるだけ、読んだだけではわからないと思います。児童会や生徒会の活動が中心になってお祭りを実施したとかモニュメントを作ったとか、具体的な活動をどういうふうにして作っていったのかという例をたくさん出すことで、他の地域や学校などがそれを参考にやってみようということになると思えます。地域のことでは、別の自治体ですが公園を廃止してしまったことが話題になりました。豊島区もたくさん公園があって遊具もありますが、子どもの意見を聞いているのでしょうか。子どもに聞くと、「あんな遊具では遊べない。」「プレーパークのように泥だらけになって遊べるところがたくさんあったほうが良い。」という声も耳にします。子どもの意見を取り入れているかというところでは、まだそこまで行っていない気がします。これから普及啓発活動を考えていくうえで、具体的な活動を通して何をやっていくかということを考えていかなければならないと思います。

委員 今回、副会長から「子どもは権利行使の主体」とご説明いただき、普及啓発を考えるならば、子どもは権利行使の主体であるけれども、それに対する義務を負うのは大人であると私は考えています。しかし、大人に対する普及啓発活動が全く書かれていません。子どもは、行使する権利があるだけであって、それを守るのはやはり大人側で、大人に対する普及啓発活動がこの中で明確に書かれていないところに問題があるかなと思います。

会長 ありがとうございます。事務局から補足があればお願いします。

事務局 たしかに、普及啓発という言葉ではありませんが、ご参考までに4ページで、研修講座という形で大人向けに実施しております。ただ、大人への普及啓発については、今後も力を入れて取り組まなければならないと思っております。

委員 私は豊島区で唯一プレーパークがある地域に住んでいます。今年度はプレーパークの役員の提案で、子どもたちの意見を取り入れたスポーツゲーム大会を実施しました。子どもが発案し、イベントの計画もして、プレーパークがあつて本当に良かったと思えました。いろいろな地区にプレーパークを増やしていただければと思います。

会長 ありがとうございます。それでは、②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援について4ページ（事業番号3 重点事業：「子どもの権利」に関する研修・講座の実施）と5ページ（事業番号4 学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保）、6ページ（事業番号5 保育の質向上事業）に進みたいと思います。

委員 5ページの子どもの権利学習プログラムですが、去年は1校でしたが、今年度は複数の小学校に私が出向き実施しています。子どもたちからの反応も良く、私自身楽しくやっております。これから実施校数を増やすにあたり、まだ中学校でやっていないことと、現時点で、この授業は一方的に私が話すことが中心となっています。その時に担任の先生も聞いてくださっているので、子どもたちが主体的に考えて発信できる授業を、私の話を理解した担任の先生とタイアップをして、もう一つ別の授業としてできないかなと考えています。もう一つ、清瀬市の中学校にいじめについての授業に行ったのですが、一学年全員の前で、代表の中学生7人とディスカッションをすることがありました。それが生徒たちに好評で、自分たちで考え、しかも外部から来た私と一緒に議論をすると45分があつという間で、もっと議論したかったと生徒から言われたのが私自身も学びになりました。今後は、継続的に子どもたちと一緒に取り組める授業であつたり、私の話を聞いた担任の先生と一緒に新たな授業を展開したりということをやっていければいいなと思えました。

委員 7つの権利についてご指導いただき、子どもたちは意見表明というところでは、昨年度も、より良い街にするための提案を考える授業を行いました。4年生ですが、子ども若者課長に意見を聞いていただき、「ありがとうございました。」と書いてもらえたことで、大人から認められたということで子どもたちも充実したもの

になったと思います。併せて、指導課が進めているSDGsの取組で、子どもたちが考えて学校の中にあるもので街を作り、何かを売ろうという意見を出しました。そこで放課後対策課のご協力もあって、商店街とのつながりを作っていたら、様々なアイデアを考えながらゼリーを作って、「これは売れる。」「これはおいしくない。」「手間がかかる。」など、子どもたちが互いにはっきりと意見を言い合える関係が作れていることを実感しました。大人に求めるだけでなく、自分たちが互いに大人になっていく発達の段階に応じて求められるものを、どんどん発出していこうと思いますので、これから先の施策に活かしていただければと思います。

委員

6ページ左下の、「その場で話せなくても、様子がおかしい子どもがいたら個別に対応している。」とありますが、「様子がおかしい」の意味合いと、(2)の「重篤なケース」の意味合いを教えてください。

保育課長

いまご質問いただいたのは保育課で行っているCAPプログラムのところかと思えます。「様子がおかしい」としているのは、その場で大人に伝えたいことがありそうに見えるけれども何も言わなかった場合のことなどを抽象的に表現しており、定義のあるものではありません。「重篤なケース」につきましても、子どもが発した言葉が、例えば親から虐待を受けているのではないかと、いじめられているのではないかということについて、通報しなければならないようなことであれば児童相談所に通告するといった、一般的な意味で使っております。通告に必要なものについては情報を共有していくという意味で記載しております。

委員

人によって判断基準が違うことになってしまうと、児童相談所に通告するケースとしないケースとの差ができてしまい、この人に相談したら通告してくれたけれど、この人に相談しても通告してくれなかったということになりませんか。

保育課長

そのようなことにならないように徹底しており、きちんとルールに従って、疑わしいものについても躊躇せず然るべき場所に通告、ないしは、きちんと伝えるようにということで、各区立保育園の先生方が同じ認識でやっておりますので、ご安心いただければと思います。

委員

検証するにあたって、子どもが生まれてから18歳になるまでを全部カバーしているかという視点で見ていただくことが大事だと思いました。乳幼児期の子どもに対しての権利の普及啓発がされているのか、学習の機会があるのか、特定の年齢のところで手薄になっている項目がないかという視点をもっていただきたいことと、豊島区には子どもの権利擁護委員がいますが、子どもの権利擁護委員との連動という視点もあって然るべきかと思えます。実際の普及啓発も学習も、子どもが実際にどう学習を進めて行くのがよいのか、面白いと思うのかを子どもに尋ねるところからスタートすることが良いと思います。普及啓発等についてパンフレットやリーフレットの紙媒体だけの配付だけではなく、今はGIGAスクールでタブレットもあり

ますし、タブレットの活用がツールとして入ってきてもよいのではないかなと思います。

私自身は管理教育で育ち、意見表明の権利など知りませんでした。どのタイミングで自分の考えが変わったのかなと思えば、子どもの権利を実践している学校を視察してある光景を見たときでした。その学校では、お昼休みに体育館でボールが転がっていて、それを片付けずに教室に帰ると危ないということが議論になりました。子どもの意見を聞きながら運営していくという学校だったので、先生方は「休み時間が終わる5分前にボールを片付けて教室に帰る。」という意見で、私もそのときは同じ考えでした。ただ、子どもたちの意見を聞くと全く違い、「ボールを片付けるカゴの置く場所を体育館の奥から出入り口の近くに変えよう。」という意見でした。そうすることで、子どもは「時間ギリギリまで遊ぶことができるし、ボールも転がったままにならず危なくない。」という意見を聞き、そんなこと今まで気づきもしませんでした。子どもの権利を保障することを主張する人は、子どもの意見を聞くと、大人が気づかなかったような良いアイデアが生まれるという経験があるのだと思います。経験が無い人は、まだその実感がないのではないかなと思っていて、子どもの権利の普及啓発を考えると、子どもの権利についての知識や情報が必要なのはもちろんですが、情報だけではなく、その情報がどう活かされていくのか、公園の遊具も「子どもの意見を取り入れたらこんなにたくさん子どもたちが遊んでいる。」という変化が生まれていくことを目にすることも大事だと思います。今日の委員の皆様のお話を伺って、それを感じられましたので、ぜひそこに切り込んでいけないかな、と思いました。公園の遊具への意見や、実際に町会や青少年育成委員会で本当に子どもの意見が聞かれているだろうかというお話がありましたが、それはまさに次の年度で行われるアンケート調査で、実際に「地域では子どもの意見を聞いていますか。」ということを問う項目をぜひ入れて、私たちが評価をしたらよいのではないかなと思いました。

委員

副会長のお話での、子どもの権利擁護委員との連携についてですが、私が行っている授業では、子どもたちに3つ覚えておいて欲しいことを伝えています。1つ目は、人権とはひとりひとりが大切にされること、2つ目は、子どもも大人と同じように人権が守られるということ、3つ目は、豊島区は子どもたちの人権を大切にしていますよ、と伝えています。こども基本法がようやく今年できましたが、権利条約ができたのに20年以上も国が作らないから、地方で条例を作ろうというふうになって、豊島区はとても早い段階で子どもの権利に関する条例を制定しました。「豊島区はそれだけ子どものことを大切に思っていて、みんなすごいところに住んでいるのですよ。」と子どもたちに言うと、自分たちはそんなところに住んでいるのだなと反応が大きいです。今日も表をあらためて見て、豊島区は条例ができたのが全国で9番目、施行が5番目です。これは子どもたちにもとても響くし、地域とのつながりとか地域を大切にしようというところに繋がって、さらに自分の権利のことに子どもたちが繋がっていきます。授業だけでなく、普及啓発・情報発信の事業においても、ぜひこういうことを伝えて、豊島区に住む子どもたちと大人たちに、豊島区は子どもの権利保障の取組が進んでいるということも強みとして活かしていけたらと思います。

会 長 それでは、8ページから12ページまで進めていきたいと思ひます。

委 員 8ページ(事業番号6 重点事業：としまこども会議の開催)について、前回、区長とティータイムのこと、どんな意見が出たのかなど、ご質問をさせていただきました。そのあと、9月23日の区政90周年の豊島区こども未来国連会議のご案内をいただき、参加させていただきました。子どもたちが想像以上にはっきりと意見を言い、各グループでの発表に対しても質問をしていました。ファシリテーターのコントロールもありましたが、本当にはっきりと自分で意見を語り、立派な会議でした。レベルアップになると思ひますので、90周年だからではなく、今後も続けていただいて、いろいろな部署でもやっていただきたいと思ひます。

子ども若者課長 ありがとうございます。9月に実施した事業につきましては、今年度90周年ということでSDG s未来都市推進課の主催で開催しました。子どもは50人参加、ファシリテーターはアナウンサーの方など、民間の専門家に進めていただきました。8ページで報告しているのは、としまこども会議といて、豊島区子どもの権利に関する条例において、「子どもの意見を区政に反映させる努力をすること。」という、第20条に基づいて設置されているものです。今年度につきましては、豊島区こども未来国連会議と、子ども若者課で実施したとしまこども会議という、子どもたちが議場で発表する2つの大きな事業を進めております。9月に行われた会議も、SDG s未来都市推進課と連携して継続していくかどうか、また、としまこども会議につきましても、まずは3年間続け、意見発表をするというところでは形になってきたと思ひますので、これを区政にどう反映させていくかを今後の大きな課題として取り組んでいきたいと思っております。

委 員 先ほどの山本委員のお話を受けてですが、私はジャンプを定期的に訪問して、子どもたちと交換ノートをやっています。そのなかで、としまこども会議に参加して発言した子がいました。その子は、自分のこと、自分の家族のことをこういった会議の場で区の人たちや区長に聞いてもらえたということが大きなエンパワーメントになり、さらに「弁護士にも聞いてもらいたい。意見を聞きたい。」というふうに繋がっていることで、このとしまこども会議は、子どもたちにとって自分の権利や意見表明を実感できる大切な場になっていることを実感しました。事業の評価のときに、数値や開催回数もちろん大事なのですが、子どもたちひとりひとりに響いているという成果を本当は書きたいところですし、数字には出ない子どもたちの変化を私たち大人の側がきちんとキャッチして、豊島区は取り組んでいるということ、変わってきているということに繋がると良いと思ひます。中高生センタージャンプの利用者会議の話になりますが、以前のジャンプでのマージャン部を立ち上げるかどうかの際に、子どもたちと職員とで議論をしたときに私が同席してとても感銘を受けたという話ですが、そういったひとつひとつのエピソードで子どもたちが実感できているように変わっているのだということが、よりこの資料に反映できれば良いと思ひました。

委 員 区内でも地域の差が生まれないように、ジャンプなどの施設やプレーパークのよ

うな施設が各地域にあれば良いと思いました。

委員

子どもの意見の表明と最近よく言われていて、私は逆に違和感を覚えることがあります。今回のとしま子ども会議も子どもの参加促進とありますが、子どもは「参加しないといけないのか。」という義務感を感じることもあります。むしろ、参加の支援という形で、例えばヤングケアラーの子は参加しようにもできませんし、それは参加を促進するだけでは難しく、むしろ、参加できる環境をどう作っていくかの支援体制を作ることが大事だと思います。ジャンプなどに行くことのできる子はいいますが、行けない子もいます。また、意見表明権よりも「ヒア・バイ・ライト」といって、「意見を聞いてもらえる権利」という言葉もあり、そのほうがしっくりくると思います。意見を言わないことも子どもの権利であり、意見を言いたいときには言えるという機会を確保するということの観点がもう少し出て欲しいという意味で、「参加の促進」というよりも「参加の支援」というふうに、言葉を変えられると良いと思いました。

委員

今のお話に関連して、病気で外に出られない子や、ヤングケアラーの子、そういう子たちために、配付しているタブレットを活用し、子どもがいつでも言いたいときに意見を言えるような環境を作れないでしょうか。そうすることで、なかなか意見を言えない子も、夜中に一人でタブレットに向かっていると書けるとか、病気で体調が悪くてもできる時があれば、そういう子どもの意見も拾えるので、そのように活用できたらよいのではないかと思います。

委員

私たちのような年齢が離れている人に子どもたちが意見を言うのは難しいと思うので、大学生や若い人が意見を聴取する側になる制度はあるのでしょうか。

子ども若者課長

若者が子どもから直接話を聞くような制度は具体的には作っておりません。限定的にはなりますが、ジャンプには青少年支援員という職員がおり、その中には若い職員もおりますので、子どもたちにとっては話しやすいお兄さんお姉さんとして、日頃のやり取りの中から悩み事を聞くといった関係性を作るようにできております。

委員

子どもの意見表明、参加の仕組み作りで事業を見渡した時に、皆様から意見が出ているとおりで、子どもが積極的に意見を述べられる、参加ができる、エネルギーのある子どもを対象とした事業というイメージになってしまうので、参加のしにくい子どもに対する配慮はそれぞれの事業の中でどうしているのかという点が言及されると良いと思います。事業としてそういった参加のしにくい子どもに対する意見表明、参加の仕組み作りという事業も本来あったほうが良いと思いますが、いまのこの枠の中で反映させるのであれば、参加していない子ども、特に参加しにくい子どもについてはどう配慮をしているかということも言及すると、今後そのことも踏まえて事業を進めようと意識づけがなされて良いかなと思いました。

会長

活発なご意見をいただきありがとうございました。参加というところでは、参加したいけどできないのか、今は意見を言わないという意思の主体的な選択なのか、

というところも一方ではあると思うので、「意見を言うことは良いことだ、だから意見を言いなさい。」と大人が一歩的にアプローチしていくのもどうなのかな、といろいろ考えるきっかけになりました。

それでは、次の議題へ移らせていただきます。議事4 豊島区児童相談所の設置に伴う子どもの権利擁護の仕組みについて、児童相談所設置準備担当より説明をお願いいたします。

児童相談所
設置準備担当

【説明】

会 長

ありがとうございました。以上を持ちまして、第3期第3回子どもの権利委員会を終了いたします。

提出された 資料等	資料1 第3期豊島区子どもの権利委員会の審議内容及び運営について 資料2 子どもの権利保障に関する施策の調査
--------------	---